

# 法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について

届出又は申請事項			所轄庁への届出又は申請事項(法第59条)	調査事項(システムによる県・国への報告・提供事項)(法第59条の2第2項、第3項、第6項)	公表事項(法第59条の2第1項第3号)	
					公表方法	
定款 (設立時の承認の申請 法31条1項) (変更の承認の申請 法45条の36第2項) (軽微な変更の場合の届出 法45条の36第4項)			○ 〔法第31条、45条の36、59条〕	×	○ (第1号)	
					法人HP等	
計算書類等(法第59条第1号)	貸借対照表(法45条の27第2項)	法人単位貸借対照表	○	○	システム	
		貸借対照表内訳表	○	○	システム	
		事業区分貸借対照表内訳表	○	○	システム	
		拠点区分貸借対照表	○	○	システム	
	計算書類(法45条の32)	資金収支計算書	法人単位資金収支計算書	○	○	
			資金収支内訳表	○	○	
			事業区分資金収支内訳表	○	○	
			拠点区分資金収支計算書	○	○	
		事業活動計算書	法人単位事業活動計算書	○	○	
			事業活動内訳表	○	○	
			事業区分事業活動内訳表	○	○	
			拠点区分事業活動計算書	○	○	
	事業報告(法45条の32)		○	×	×	
	これらの附属明細書(法45条の32)	借入金明細書	○	×	×	
		寄附金収益明細書	○	×	×	
		補助金事業等収益明細書	○	×	×	
		事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	×	×	
		事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	○	×	×	
		基本金明細書	○	×	×	
		国庫補助金等特別積立金明細書	○	×	×	
		基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書	○	×	×	
		引当金明細書	○	×	×	
		拠点区分資金収支明細書	○	○	×	
		拠点区分事業活動明細書	○	○	×	
		積立金・積立資産明細書	○	×	×	
		サービス区分間繰入金明細書	○	×	×	
		サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書	○	×	×	
		就労支援事業別事業活動明細書	○	×	×	
		就労支援事業製造原価明細書	○	×	×	
		就労支援事業販管費用明細書	○	×	×	
		就労支援事業明細書	○	×	×	
		授産事業費用明細書	○	×	×	
これらの監査報告(法45条の32)			○	×	×	
これらの会計監査報告(法45条の32)			○	×	×	
財産目録等(法第59条第2項)	財産目録(法45条の34第1項第1号)		○	○	×	
	役員等名簿(法45条の34第1項第2号)		○	×	○ (第1号)	
	報酬等の支給の基準(法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項)		○	×	○ (第2号)	
	事業の概要その他省令で定める事項を記載した書類(法第45条の34第1項第4号)	当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他連絡先等の当該社会福祉法人に関する基本情報	○	○	システム	
		当会計年度の初日における評議員の状況	○	○ (一部×)	システム	
		当会計年度の初日における理事の状況	○	○ (一部×)	システム	
		当会計年度の初日における監事の状況	○	○ (一部×)	システム	
		前会計年度及び当会計年度における会計監査人の状況	○	○ (一部×)	システム	
		当会計年度の初日における職員の状況	○	○ (一部×)	システム	
		前会計年度における評議員会の状況	○	○ (一部×)	システム	
		前会計年度における理事会の状況	○	○ (一部×)	システム	
		前会計年度における監事の監査の状況	○	○ (一部×)	システム	
		前会計年度における会計監査の状況	○	○ (一部×)	システム	
		前会計年度における事業等の概要	○	○ (一部×)	システム	
		前会計年度における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及びその進捗の状況(規則2条の41第12号)	○	○ (一部×)	システム	
		当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況	○	○ (一部×)	システム	
		第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠	○	○ (一部×)	システム	
		事業計画	○	×	×	
		その他必要な事項	○	○ (一部×)	システム	
社会福祉充実計画(承認の申請 法55条の2第1項) (変更の承認の申請 法55条の3第1項本文) (軽微な変更の届出 法55条の3第1項但書)			○ 〔法第55条の2 55条の3、 事務処理基準〕	○	○ (事務処理基準)	
					システム	

(注) ・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。

・実線はシステムを用いるもの。点線はシステムを用いないもの。

・社会福祉充実計画については、公表はシステムで行うものであるが、承認申請は文書で行う必要があるので留意すること。